

令和 8 年横審第 1 2 号

裁 決

モーターボート A 乗揚事件

受 審 人 a

職 名 A 船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官栃下勝則及び同官畑中充出席
のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を 1 か月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和 7 年 1 1 月 1 6 日 1 3 時 4 5 分

愛知県篠島西岸

2 船舶の要目

船 種 船 名 モーターボート A

総 ト ン 数 5.7 トン

登 録 長 11.00 メートル

機関の種類 ディーゼル機関

出 力 235 キロワット

3 事実の経過

Aは、船体中央やや船尾寄りに操舵室を配し、同室前部右舷側に舵輪、その前方に右舷側から機関遠隔操縦装置、GPSプロッター及びレーダー、舵輪後方に背もたれ付きの椅子をそれぞれ備えたFRP製プレジャーモーターボートで、a受審人が単独で乗り組み、釣りの目的で、船首0.2メートル船尾1.3メートルの喫水をもって、令和7年11月16日07時00分愛知県衣浦港を発し、08時30分三重県答志島東方沖合の釣り場に到着して釣りを行ったのち、13時00分同釣り場を発進して帰途に就いた。

ところで、a受審人は、釣り場で終始立った状態で釣りを行っていたことから、釣り場発進時に疲労を感じていた。

a受審人は、レーダー及びGPSプロッターを作動させ、椅子に腰を掛けた姿勢で操縦に当たり、13時21分少し前尾張野島灯台から210度（真方位、以下同じ。）3.4海里的の地点で、針路を005度に定め、機関を回転数毎分1,200にかけて12.5ノットの対地速力で、手動操舵により進行した。

針路を定めたとき、a受審人は、疲労に加え、周囲に航行の支障となる他船を見掛けなかったことから、気が緩んで眠気を催したが、これまで航行中に居眠りしたことがなかったので、居眠りに陥ることはないものと思い、椅子から立ち上がって操縦に当たるなど、居眠り運航の防止措置を十分にとらなかった。

a受審人は、同じ姿勢のまま操縦を続け、愛知県広亀島を航過したのち、いつしか居眠りに陥り、13時39分僅か前尾張野島灯台から302度1.6海里的の地点に至って右舵がとられ、緩やかに右旋回しながら篠島西岸に所在する沖防波堤に向かって続航し、13時45分尾張野島灯台から337度1.1海里的の地点において、Aは、船首が

153度を向いたとき、原速力で、同防波堤の消波ブロックに乗り揚げた。

当時、天候は晴れで風力2の北西風が吹き、潮候は上げ潮の末期であった。

乗揚の結果、船首部船底外板に亀裂を伴う擦過傷等を生じたが、のち修理された。

（原因及び受審人の行為）

本件乗揚は、篠島南西方沖合を衣浦港に向けて帰航中、居眠り運航の防止措置が不十分で、同島西岸に向かって進行したことによって発生したものである。

a 受審人は、篠島南西方沖合を衣浦港に向けて手動操舵により帰航中、疲労に加え、周囲に航行の支障となる他船を見掛けなかったことから、気が緩んで眠気を催した場合、椅子に腰を掛けた姿勢のまま操縦を続けると居眠りに陥るおそれがあったから、椅子から立ち上がって操縦に当たるなど、居眠り運航の防止措置を十分にとるべき注意義務があった。しかるに、同人は、これまで航行中に居眠りしたことがなかったので、居眠りに陥ることはないものと思い、居眠り運航の防止措置を十分にとらなかった職務上の過失により、いつしか居眠りに陥り、篠島西岸に向かって進行して沖防波堤の消波ブロックに乗り上げる事態を招き、船体に損傷を生じさせるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和 8 年 6 月 1 8 日

横浜地方海難審判所

審 判 官 福 島 正 人